監　査　報　告　書

平成２７年５月２８日

学校法人　大阪産業大学
　理事会　　御中
　評議員会　御中

学校法人　大阪産業大学

監　事　　大　谷　　種　臣　　　㊞

監　事　　佐　藤　　信　昭　　　㊞

監　事　　蔵　口　　康　裕　　　㊞

私たち監事は、私立学校法第３７条第３項及び学校法人大阪産業大学寄附行為第１８条の規定に基づき、学校法人大阪産業大学の平成２６年度（平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日まで）における、同学校法人の業務執行及び財産の状況について監査を行った。

１　監査の方法

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会等の重要な会議に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、内部監査室と連携し、業務の内容等を監査するとともに、会計監査人（有限責任あずさ監査法人）とも連携し、その監査の経緯、内容及び結果等についての説明を受け、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

２　監査の結果

後記（特記事項）の「模擬試験受験料等の簿外資金不正使用問題」に関する点を除いては、

（１）　学校法人大阪産業大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。

（２）　また、学校法人大阪産業大学の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

（特記事項）

平成２７年３月１７日、学校法人大阪産業大学理事長に提出された第三者委員会の調査報告書により、学校法人大阪産業大学が設置する大阪桐蔭中学校高等学校において模擬試験の受験料、副教材費及び実習費、検定試験の受検料について、大阪産業大学附属中学校高等学校において検定試験の受検料について、簿外処理がなされ、その簿外資金の一部が不正に使用されていた事実が判明した（「模擬試験受験料等の簿外資金不正使用問題」）。

これを受けて、学校法人大阪産業大学においては、平成２７年３月３０日、大阪桐蔭会計処理問題対応委員会を組織し、「更なる事実調査、原因の究明」「再発防止策」「損害賠償請求」「刑事告訴」「模擬試験受験料等の精算処理」「責任の所在」等についての検討、取りまとめが行われ、学校の管理・運営の適正・健全化に向けての徹底した諸方策の実施と、社会の信頼と期待に応えるために、真摯な努力がなされている。

以　上